**最高裁判所**

山口地方裁判所判事兼山口家庭裁判所判事・宇部簡易裁判所判事　難波　宏

山口地方裁判所宇部支部長を免ずる

山口家庭裁判所宇部支部長を免ずる

宇部簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く

同　竹尾　信道

山口地方裁判所宇部支部長を命ずる

山口家庭裁判所宇部支部長を命ずる

宇部簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上一月二十七日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事原啓は一月二十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

# 皇室事項

**認証官任命式**

一月二十八日午後六時四十分、宮中において、特命全権大使上田善久、同宮川眞喜雄、同梅田邦夫及び同相星孝一の認証官任命式が行われた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成26年1月31日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

# 公聴会

**一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催**

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月三十一日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　本庄ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月二十一日　午後二時から

三　場所　本庄市中央公民館　実習教室Ａ（埼玉県本庄市北堀千四百二十二番地）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び本庄ガス株式会社（埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目五番二十号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「本庄ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年二月七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「本庄ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年二月七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

**様式**

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏（ふりがな）名

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

本庄ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月三十一日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　桐生瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月二十一日　午後二時から

三　場所　桐生市勤労福祉会館　第二会議室（群馬県桐生市錦町三丁目六番二十号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び桐生瓦斯株式会社（群馬県桐生市仲町三丁目六番三十二号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「桐生瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年二月七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。